平成２４年（フ）第３５９号
埼玉県草加市草加３丁目７番10号
破産者　有限会社秀栄産業
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
愛知県犬山市大字五郎丸字ニタ俣30番地の22
破産者　株式会社ＯＳＩ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２９５３号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目１番15―901号
破産者　有限会社アゼータ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６号
福島県相馬郡新地町大字福田字大町49番地の２
破産者　有限会社よこやま美容
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第３６５号
東京都清瀬市中清戸３丁目413番地の７
破産者　小林　　敏
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８２４号
東京都青梅市藤橋２丁目301番地の12
破産者　志村美恵子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５３号
横浜市緑区白山１丁目12番33―206号
破産者　有限会社庄建
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
横浜市中区本牧緑ケ丘89―１クオス横濱山手103
破産者　サイマルマーケッツ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
神奈川県小田原市新屋82番地
破産者　株式会社富士ジャネット
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２６号
岐阜市鷺山1768番地388
破産者　浅井　雅彦
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田83番地
破産者　株式会社千賀測量設計
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
愛知県蒲郡市三谷北通３丁目185番地
破産者　株式会社ジャパンヘルスラボ
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１３２１２号
東京都世田谷区代沢１丁目24―２―702
破産者　最上　正弘
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８号
栃木県矢板市扇町１丁目10番７号
破産者　有限会社京商事
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７９号
栃木県那須塩原市一区町256番地46、開始決定時の住所栃木県矢板市扇町１丁目10番７号
破産者　橋本　京子
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８０号
栃木県矢板市鹿島町18番地11、開始決定時の住所栃木県矢板市扇町１丁目10番７号
破産者　橋本　啓夫
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９６号
栃木県宇都宮市下小倉町4558番地13
破産者　青木　康夫
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
栃木県足利市堀込町2090番地１
破産者　有限会社平沢クリーニング店
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４５１３号
茨城県稲敷市中山3912番地
破産者　株式会社オクド
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３３９号
東京都中央区日本橋浜町２丁目55―５―801
破産者　神田　勝義
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２１号
神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭22　ＹＣＣ1712、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区新蒲田１丁目15番１―209号
破産者　株式会社ベストソリューション
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９５６号
東京都世田谷区桜丘５―17―10、商業登記簿上の本店所在地神奈川県厚木市中町３丁目６番14号
破産者　有限会社マーケッツフェイス
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部